

避難確保計画作成 マニュアル



相模原市危機管理課

令和4年5月

第1章 総則	- 1 -
1 はじめに	- 1 -
2 避難確保計画の必要性	- 1 -
3 避難確保計画の作成主体	- 1 -
4 避難確保計画の内容	- 1 -
5 計画の作成単位	- 1 -
6 計画の適用範囲	- 2 -
7 要配慮者利用施設の範囲	- 2 -
8 計画の報告	- 3,4 -
第2章 避難確保計画の作成	- 5 -
1 計画の目的について（ひな形P. 1）	- 5 -
2 計画の報告について（ひな形P. 1）	- 5 -
3 計画の適用範囲について（ひな形P. 1）	- 5 -
4 防災体制	- 5 -
(1) 防災体制について（ひな形P. 1）	- 5 -
(2) 班構成について（ひな形P. 1）	- 6 -
5 情報収集	- 7 -
(1) 情報収集について（ひな形P. 2）	- 7 -
(2) 情報伝達について（ひな形P. 2）	- 7 -
6 外部機関等への緊急連絡先一覧表（ひな形P. 2）	- 8 -
7 避難誘導について（ひな形P. 3）	- 8 -
(1) 避難場所について（ひな形P. 3, 4）	- 8 -
(2) 避難経路について（ひな形P. 3, 4）	- 8 -
(3) 避難手段について（ひな形別紙2）	- 8 -
8 避難の確保を図るための資機材等の整備について（ひな形P. 5）	- 11 -
9 防災教育及び訓練の実施（ひな形P. 5）	- 11 -
10 施設利用者緊急連絡先一覧表（ひな形別紙4）	- 11 -
11 自衛水防組織について（ひな形別紙5）	- 11 -
第3章 その他の提出書類の作成	- 12 -
1 避難確保計画作成（変更）報告書（様式1）	- 12 -
2 連絡先等（変更）届出書（様式2）	- 13 -
3 避難確保計画にかかるチェックリスト（様式3）	- 14 -
4 避難確保計画に基づく訓練実施結果報告書（様式4）	- 15 -

第1章 総則

1 はじめに

近年、台風・集中豪雨により、全国各地で河川の洪水処理能力を超える豪雨災害が頻発しております。平成27年9月の関東・東北豪雨及び平成28年8月の台風10号は、極めて甚大な被害をもたらしました。

このような背景のもと、平成29年6月に水防法及び土砂災害防止法が一部改正され、浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設は、避難確保計画の作成と避難確保計画に基づく訓練の実施が義務付けられました。また、令和2年7月豪雨によって高齢者福祉施設で大きな被害があったことを受け、要配慮者利用施設における避難の実効性を確保することを目的に令和3年5月に水防法及び土砂災害防止法が一部改正され、避難確保計画に基づく訓練の結果を市へ報告することが義務付けられました。

2 避難確保計画の必要性

要配慮者は、避難に多くの時間を要する可能性があり、浸水が発生した場合、深刻な被害が発生するおそれがあります。そのような場合に、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために避難確保計画を作成する必要があります。

3 避難確保計画の作成主体

水防法第15条の3及び土砂災害防止法第8条の2に基づき、「相模原市地域防災計画」にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、避難確保計画の作成を主体的に取り組む必要があります。

4 避難確保計画の内容

避難確保計画で定めるべき事項は、次のとおりです。

- ・洪水時等の防災体制に関する事項
- ・洪水時等の避難の誘導に関する事項
- ・洪水時等の避難の確保を図るための施設の整備に関する事項
- ・洪水時等を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項
- ・自衛水防組織の業務に関する事項
- ・その他、洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な措置に関する事項

なお、各施設が既に作成している計画に上記の事項を追記することで作成することも可能です。

5 計画の作成単位

相模原市地域防災計画に名称及び所在地を定められた施設やサービス種別ごとに計画を作成してください。ただし、一つの経営主体が複数の要配慮者利用施設を同一の敷地内に所有するなど、複数施設を一体として所有者が避難確保計画の作成等を行うことや、各施設の管理者が合同して避難確保計画を作成することも可能です。

6 計画の適用範囲

避難確保計画は、その施設に勤務又は利用する全てのものに適用するものとします。

利用者数が曜日や時間帯によって変動する場合には、留意が必要です。また、従業員数が少なくなる夜間や休日の対応についても検討しておく必要があります。

7 要配慮者利用施設の範囲

相模原市地域防災計画で定める要配慮者利用施設の範囲は、次にかかげる施設のうち、浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内にある施設です。

高齢者施設等	介護老人福祉施設（地域密着型を含む）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、認知症対応型共同生活介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、短期入所生活介護事業所、通所介護事業所（地域密着型を含む）、療養通所介護事業所、通所リハビリテーション事業所（みなし事業所を含む）、認知症対応型通所介護事業所
児童福祉施設等	児童発達支援センター、児童発達支援事業所、医療型児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所、保育所等訪問支援事業所、障害児入所施設、児童館、こどもセンター、児童クラブ、保育所、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業、認可外保育施設、児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設、小規模住宅型児童養育事業所（ファミリーホーム）、児童自立生活援助事業所（自立援助ホーム）
障害者施設等	療養介護事業所、生活介護事業所、短期入所事業所、重度障害者等包括支援事業所、自立訓練事業所、宿泊型自立訓練事業所、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所、共同生活援助事業所、障害者支援施設、地域活動支援センター
病院等	病院、診療所（患者を入院させるための施設又は人工透析設備を有するものに限る）、助産所（助産又は保健指導を行うための入所施設を有するもの）
教育施設等	幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、高等課程を置く専修学校、野外体験教室

8 計画の報告

作成した避難確保計画の提出先は施設種別ごとに異なり、次のとおりになります。

	施設種別	提出先
高齢者施設等	介護老人福祉施設（地域密着型を含む）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、認知症対応型共同生活介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、短期入所生活介護事業所、通所介護事業所（地域密着型を含む）、療養通所介護事業所、通所リハビリテーション事業所（みなし事業所を含む）、認知症対応型通所介護事業所	福祉基盤課 指定・指導班 042-769-9226
児童福祉施設等	児童発達支援センター、児童発達支援事業所、医療型児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所、保育所等訪問支援事業所、障害児入所施設	福祉基盤課 指定・指導班 042-769-9226
	児童館、こどもセンター、児童クラブ	こども・若者支援課 事業運営班 042-769-9227
	保育所、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業、認可外保育施設	保育課 教育・保育支援班 042-769-8340
	児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設、小規模住宅型児童養育事業所（ファミリーホーム）、児童自立生活援助事業所（自立援助ホーム）	こども家庭課 家庭福祉班 042-769-9811
障害者施設等	療養介護事業所、生活介護事業所、短期入所事業所、重度障害者等包括支援事業所、自立訓練事業所、宿泊型自立訓練事業所、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所、共同生活援助事業所、障害者支援施設、	福祉基盤課 指定・指導班 042-769-9226
	地域活動支援センター	高齢・障害者福祉課 障害福祉班 042-707-7055
病院等	病院、診療所（患者を入院させるための施設又は人工透析設備を有するものに限る）、助産所（助産又は保健指導を行うための入所施設を有するもの）	地域保健課 医事薬事班 042-769-8343
教育施設等	小学校、中学校、義務教育学校、野外体験教室	学校教育課 企画指導・支援班 042-769-8284
	幼稚園	保育課 教育・保育推進班 042-769-8341
	高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、高等課程を置く専修学校、	危機管理課 総務・計画班 042-769-8208

避難確保計画作成（変更）時に提出するものは、次のとおりです。

提出	様式1 「避難確保計画作成（変更）報告書」 様式2 「連絡先等（変更）届出書」 様式3 「避難確保計画にかかるチェックリスト」 避難確保計画
----	---

なお、次のものは、市に提出する必要はありません。各施設で保管してください。

施設保管	別紙1 「班構成兼緊急連絡網」 別紙2 「対応別避難誘導方法一覧表」 別紙3 「防災教育及び訓練の年間計画」 別紙4 「施設利用者緊急連絡先一覧表」 別紙5 「自衛水防組織の編成と任務・自衛水防組織装備品リスト」
------	--

毎年度、訓練実施後に提出するものは、次のとおりです。

提出	様式4 「避難確保計画に基づく訓練実施結果報告書」
----	---------------------------

第2章 避難確保計画の作成

1 計画の目的について（ひな形P. 1）

要配慮者は、一般の住民より避難に多くの時間を要し、浸水や土砂災害が発生した場合、深刻な被害が発生するおそれがあります。避難確保計画は、当該施設の利用者、職員を浸水、土砂災害から守ることを目的に作成してください。

2 計画の報告について（ひな形P. 1）

作成した避難確保計画は、水防法第15条の3第2項及び土砂災害防止法第8条の2第2項の規定により、市町村に報告する必要があります。

本マニュアルの第1章4計画の報告P. 3にある報告先に避難確保計画を提出してください。

3 計画の適用範囲について（ひな形P. 1）

施設に勤務又は利用するもの全てのものが基本です。

4 防災体制

（1）防災体制について（ひな形P. 1）

洪水・土砂災害の危険が迫った場合に、施設では利用者や従業員等を迅速に避難させるための準備をしておくことが重要です。

ここでは、気象情報や洪水予報、避難情報等を参考に、いつどのような体制をとるかを定めるものです。ひな形に記載してあるものを参考に、施設内で敷く体制を検討してください。

注意体制	浸水等が発生する危険性が高い場合に、素早い対応ができるよう、職員等と常に連絡が取れる状態を保っておく体制です。
警戒体制	浸水等の危険性が高まっている状況です。直ちに避難行動がとれるよう避難の準備が必要となります。 なお、要配慮者はこのタイミングで避難を開始します。
非常体制	直ちに避難をする必要がある状況です。屋外避難若しくは屋内避難の判断を行い、適時適切な避難誘導をする体制になります。

浸水想定区域内に位置する要配慮者利用施設の場合、どの河川の浸水想定区域に位置しており、避難の体制を敷く際にどの河川の洪水予報や水位到達情報を参考にするかを確認してください。

- ・洪水ハザードマップ

<https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/kurashi/bousai/1008688/1008692.html>

- ・相模川想定最大規模浸水想定区域

<https://www.pref.kanagawa.jp/documents/10912/872353.pdf>

影響のある河川がある場合は、河川名を記載してください。ない場合は、ない旨を記載してください。

(2) 班構成について (ひな形P. 1)

防災体制を敷くにあたって、従業員等の役割を定める必要があります。

各体制で集まるべき人員を設定(夜間等で人員が不足している場合は、近隣在住の従業員等の非常参集も考慮)し、従業員等の役割を定める必要があります。別紙1「班構成兼緊急連絡網」や独自の様式等(既存の連絡網等)に定めてください。

なお、別紙1「班構成兼緊急連絡網」は市に提出する必要はありません。各施設で保管してください。

総括・情報班の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・全体の指揮統制、状況の把握、情報内容の記録 ・館内放送等による施設への呼びかけ ・気象情報、洪水予報、避難情報等の収集 ・関係者及び関係機関との連絡
避難誘導班の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・施設利用者の避難誘導の実施 ・未避難者、要救助者の確認 ・避難経路の確認 ・資機材の確認

施設管理者を記入

施設管理者
体制配備要員

電話番号

副施設管理者を記入

副施設管理者
体制配備要員

電話番号

各従業員の担当の体制を記入

氏名

電話番号

総括・情報班 体制配備要員	総括・情報班 体制配備要員	避難誘導班 体制配備要員	避難誘導班 体制配備要員
総括・情報班 体制配備要員	総括・情報班 体制配備要員	避難誘導班 体制配備要員	避難誘導班 体制配備要員

・注意体制配備要員
・警戒体制配備要員
・非常体制配備要員

5 情報収集

(1) 情報収集について (ひな形 P. 2)

各防災体制を敷くにあたり、情報収集が重要となります。ここでは、情報の収集方法を記載します。収集できる方法にチェック☑を入れてください。

気象情報	<input type="checkbox"/> 防災メール <input type="checkbox"/> FAX <input type="checkbox"/> 相模原市気象情報（ホームページ） <input type="checkbox"/> テレビ <input type="checkbox"/> ラジオ
洪水予報等水位到達情報 及び 土砂災害警戒情報	<input type="checkbox"/> 防災メール <input type="checkbox"/> 緊急速報メール <input type="checkbox"/> FAX <input type="checkbox"/> 神奈川県雨量水位情報（ホームページ） <input type="checkbox"/> 神奈川県土砂災害情報ポータル（ホームページ）
避難情報	<input type="checkbox"/> 防災メール <input type="checkbox"/> 緊急速報メール <input type="checkbox"/> FAX <input type="checkbox"/> 市ホームページ <input type="checkbox"/> テレビ <input type="checkbox"/> ラジオ

防災メール及び FAX に関して、登録した連絡先を記載してください。

登録した	FAX 番号	〇〇〇—〇〇〇—〇〇〇〇
連絡先	メールアドレス	〇〇〇@〇〇〇

・防災メールについて

ひばり放送でお知らせした情報を随時配信します。詳しくは、次の相模原市ホームページをご参照ください。

<https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/shisei/koho/1006334/1006336.html>

・緊急速報エリアメール、緊急速報メールについて

NTT ドコモ、KDDI、ソフトバンクが提供するサービスを活用し、相模原市内に対応する携帯電話、スマートフォンへ緊急性の高い災害・避難情報を配信します。

・FAX について

浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設を対象に、緊急性の高い災害・避難情報を FAX にて送信します。

様式 2 「連絡先等 (変更) 届出書」をご記入いただき、避難確保計画と併せてご提出ください。

(2) 情報伝達について (ひな形 P. 2)

収集した情報及び避難に関する指示を従業者等に伝達する方法を定める必要があります。

ひな形には「電話」や「館内放送」、「掲示板」と記載がありますが、各施設の設備等に合わせて情報伝達方法を定めてください。

また、夜間等で人員が十分に確保できない場合に備え、事前に緊急連絡網を用意し、連絡手段についても検討しておく必要があります。夜間等、所有者や管理者が不在の際の連絡先も確認しておく必要があります。

6 外部機関等への緊急連絡先一覧表（ひな形P. 2）

緊急連絡先を一覧にし、緊急時に遅滞なく連絡が行えるようにしてください。

7 避難誘導について（ひな形P. 3）

【屋内避難】

すでに浸水が始まっている、夜間や大雨などで足下が良く見えない等、屋外への避難が危険な場合は、無理に避難場所等に移動せず、建物の上階に一時的に退避する又は近隣建物の2階以上に退避するなど、建物の浸水深をハザードマップ等で確認したうえで、屋内の安全な場所に避難することを想定する必要があります。ここでは、屋内避難の経路等を定めてください。

【屋外避難】

上層階でも浸水してしまう場合、上層階がない等、屋内避難では危険な場合は、屋外避難を行ってください。避難経路に浸水想定区域や土砂災害警戒区域を避けるなど、ハザードマップ等を参考に経路等を設定してください。

・相模原市HP ハザードマップ等

<https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/kurashi/bousai/1008688/index.html>

（1）避難場所について（ひな形P. 3, 4）

避難場所を定めてください。屋内避難の場合は、施設内のどこに避難するかを定めてください。屋外避難の避難場所は相模原市HP、防災ガイドブックに一覧がありますので、確認してください。

・相模原市HP 身近な避難場所

<https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/kurashi/bousai/1008686/index.html>

（2）避難経路について（ひな形P. 3, 4）

「屋内避難経路図」、「屋外避難経路図」に「(1) 避難場所」で定めた避難場所までの具体的な経路を定めてください。次ページ及び次々ページに参考資料があります。

屋内避難の際は、浸水が来ない高さの上層階へ垂直避難することが基本となります。上層階へ避難するための階段等を確認し、避難経路を定めてください。また、土砂災害警戒区域がある場合は、窓のカーテンを閉める等の対応を行い、避難経路を危険区域から離して作成してください。

屋外避難の際は、避難経路に土砂災害警戒区域、浸水想定区域、アンダーパス等の危険な箇所をハザードマップ等で確認し、それらを避けて避難経路を定めてください。

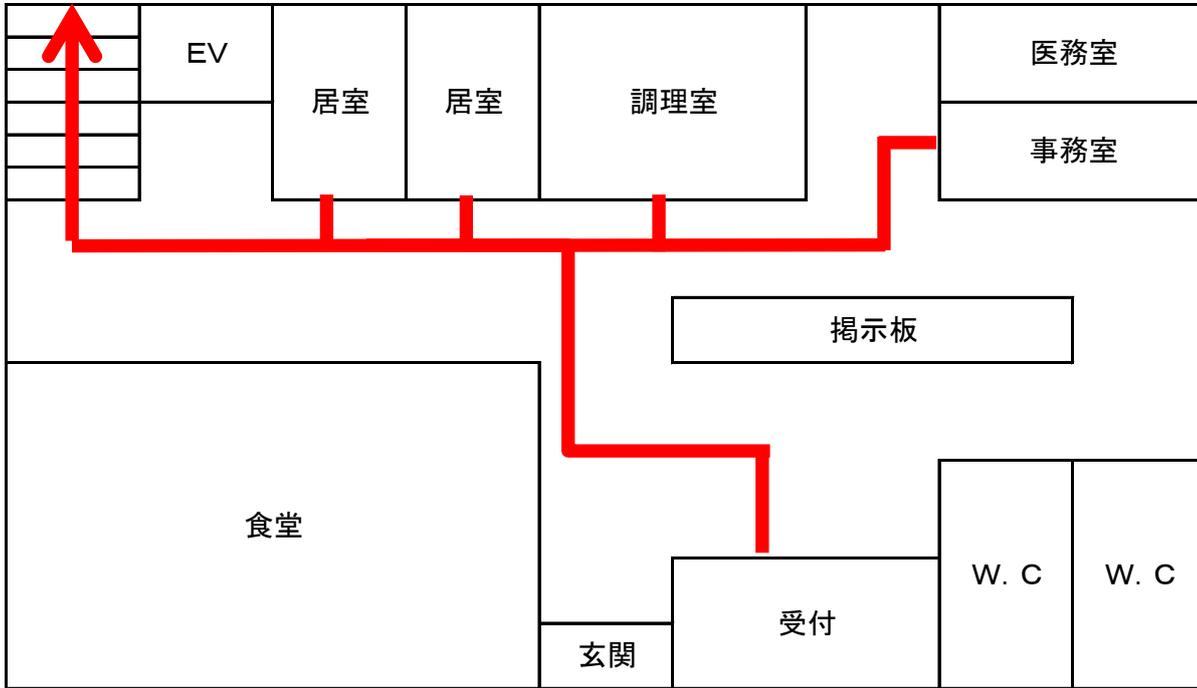
（3）避難手段について（ひな形別紙2）

施設利用者が避難する際に、避難場所へ自力での移動が困難な方や、移動時に留意する必要がある方など、施設利用者情報を整理し、主な避難方法を含め、ひな形別紙2「対応別避難誘導方法一覧表」に対応を定めてください。

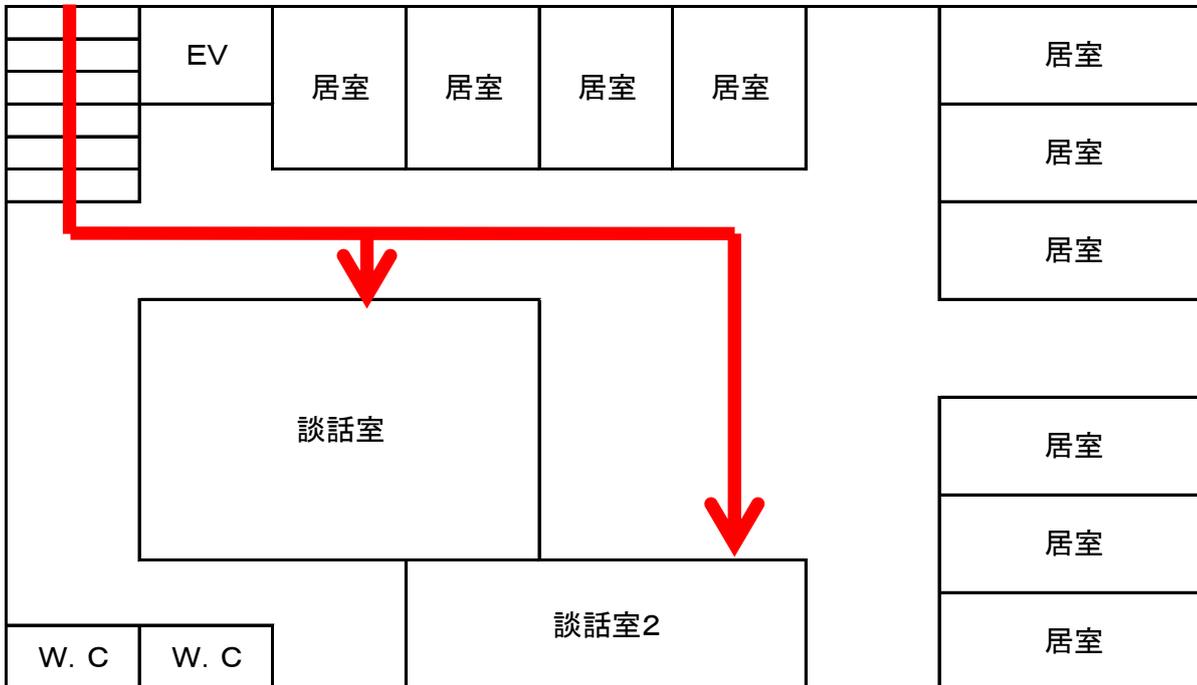
ひな形別紙2「対応別避難誘導方法一覧表」は、屋内避難及び屋外避難がある場合、2種類作成してください。ひな形別紙2「対応別避難誘導方法一覧表」は、市に提出する必要はありません。各施設で保管してください。

屋内避難経路図

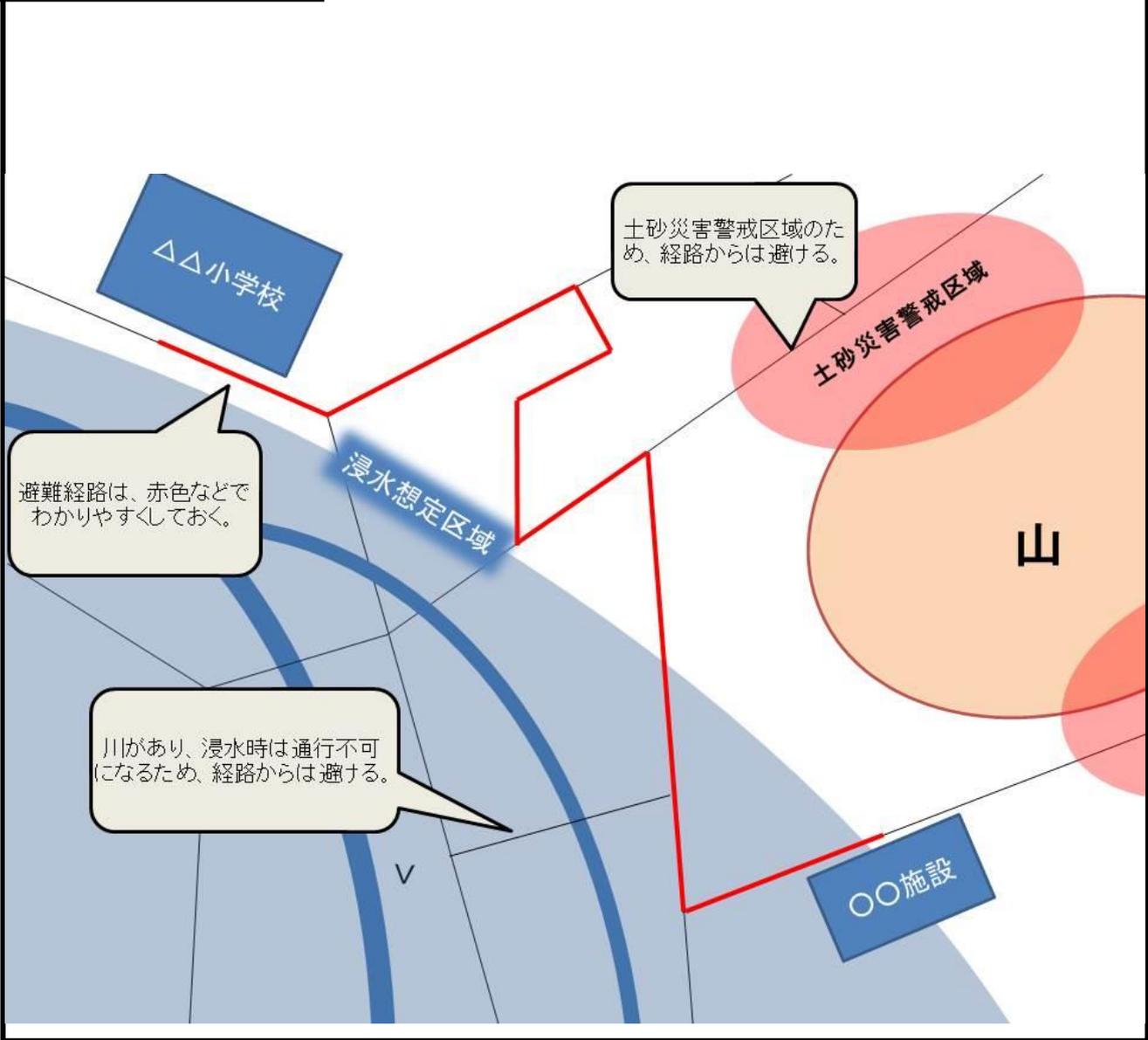
【1階】



【2階】



屋外避難経路図



対応別避難誘導方法一覧表

対応内容	氏名	避難先	移動手段	担当者	備考
3	□□ □□	◇◇小学校	車いす	☆☆ ☆☆	足を負傷中のため、担当者が移動補助

休みなどの兼ね合いにより、担当者が複数人になってもよい。

対象者の特別な避難先や、受け渡し先など、それぞれ固有の対応を記載する。

備考には、対象者の現状や、移動時の留意点など避難時に注意すべき点を記載する。

8 避難の確保を図るための資機材等の整備について（ひな形P. 5）

屋内避難をする際の備蓄品や、情報収集するための機材、避難誘導をする際に、備えておく資機材の一覧になります。施設で備蓄しているものにチェック☑をしてください。

これらの資機材は、常に使用できる状態に保つために定期的な点検や整備を行い、適正な保管に努めてください。

また、保管場所を周知して、誰もが使える状態にしておいてください。

ひな形にあるものは例示になります。各施設で必要と思われるものは適宜追加し、不要なものは削除してください。

9 防災教育及び訓練の実施（ひな形P. 5）（ひな形別紙3）

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、従業員等が平常時から備えるべきことや、分担して協力すべき対策について、施設全体で協力し、円滑かつ迅速な避難行動ができるように防災教育・訓練を行う必要があります。ひな形別紙3「防災教育及び訓練の年間計画作成例」を参考に防災教育の計画を立て、それに沿った防災教育・訓練を行ってください。

10 施設利用者緊急連絡先一覧表（ひな形別紙4）

施設利用者の引渡し等をする際の連絡先を定める際にひな形別紙4「施設利用者緊急連絡先一覧表」を使用してください。なお、ひな形別紙4「施設利用者緊急連絡先一覧表」は、市に提出する必要はありません。各施設で保管してください。

11 自衛水防組織について（ひな形P. 6）（ひな形別紙5）

自衛水防組織とは、各施設の所属職員等により組織し、あらかじめ定める計画に基づき、統括管理者の指揮のもと各構成員がそれぞれの役割に応じて、施設利用者の避難誘導や施設への浸水防止活動を行うものです。

なお、水防に関する訓練実施及び自衛水防組織の設置にあたって、既存の消防の枠組みを活用することも可能です。

自衛水防組織を設置する場合は、ひな形P. 6「自衛水防組織活動要領」及びひな形別紙5「自衛水防組織の編成と任務」を作成してください。

第3章 その他の提出書類の作成

1 避難確保計画作成（変更）報告書（様式1）

年 月 日

相模原市長 あて

届出者の住所又は所在地
を記載してください。

届 出 者

住所 又は 所在地

氏名 又は 名称

届出者の氏名又は名称
を記載してください。

水防法第15条の3及び土砂災害防止法第8条の2に基づき、別添のとおり避難確保計画作成（変更）したので、報告します。

施 設 の 名 称	相模原市地域防災計画に定められた施設の名称、所在地、種別を記載してください。 なお、複数施設で一つの計画作成した場合、名称、所在地、種別を併記してください。	
施 設 の 所 在 地		
施 設 の 種 別		
担 当 者 ・ 電 話 番 号	市から連絡を受ける際の担当者名及び電話番号を記載してください。	
自 衛 水 防 組 織 の 有 無	有	無
そ の 他	特記事項がある場合、記載してください。	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄	
市で記入する欄になりますので、何も記載しないでください。		

自衛水防組織
設置の有無に
ついて、○をつ
けてください。

備考

- この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 施設の名称、所在地及び施設の種別は「相模原市地域防災計画」に定められたものを記載すること。また、複数施設が合同で提出する場合、それぞれを併記すること。
- ※印の欄は、記入しないこと。
- 複数の計画作成する場合、本報告書も同じ枚数提出すること。

2 連絡先等（変更）届出書（様式2）

年 月 日

相模原市長 あて

届出者の住所又は所在地を記載してください。

届出者の氏名又は名称を記載してください。

住所 又は 所在地

氏名 又は 名称

次のとおり、連絡先を届け出ます。

施設 の 名 称	相模原市地域防災計画に定められた施設の名称、所在地、種別を記載してください。 なお、複数施設で一つの計画を作成した場合、名称、所在地、種別を併記してください。
施設 の 所 在 地	
施設 の 種 別	FAX 受信希望の有無について、○をつけてください。
F A X ※ の 受 信 希 望	受信を希望する 受信を希望しない
希 望 し な い 理 由 (希望しないとご回答いただいた方のみ記入)	受信を希望しないとご回答いただいた方は、こちらにその理由を記入してください。 (例) FAX がない
F A X 番 号 (受信を希望するとご回答いただいた方のみ記入) ※市から洪水予報等が送付されます。	受信を希望するとご回答いただいた方は、FAX の送信先の番号を記入してください。

※相模原市から緊急性の高い災害・避難情報を FAX で伝達します。

FAX が受信できるか確認する情報伝達訓練を、毎年実施します。

3 避難確保計画にかかるチェックリスト（様式3）

作成した避難確保計画がチェックリストの項目に合致しているかを確認してください。

施設 の 名 称	相模原市地域防災計画に記載された施設名を記載してください。		
施設 の 所 在 地	相模原市地域防災計画に記載された所在地を記載してください。		
施設 の 種 別	相模原市地域防災計画に記載された施設の種別を記載してください。		
	施設	相模原市 課	相模原市 危機管理課
チェック項目			
(ア) 防災体制、情報の収集・伝達			
施設の所在する地域における、浸水するおそれのある河川の情報、土砂災害に関する情報や避難情報を収集・伝達する体制が定められているか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
高齢者等避難の発令の段階で要配慮者の避難誘導を行う体制となっているか	<input type="checkbox"/>		
高齢者等避難の発令がない場合でも避難の判断ができるよう、複数の判断材料が設定されているか	<input type="checkbox"/>		
(イ) 避難誘導			
避難する先が設定されているか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
避難誘導がリスク情報を踏まえた実現可能なルート上に設定されているか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(ウ) 施設の資機材等			
洪水予報、土砂災害に関する情報等や避難情報を入手するためのFAX等の設備が記載されているか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
夜間に避難を行うことが想定される場合、そのために必要な懐中電灯等の備蓄品が記載されているか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
屋内安全確保を行う場合に備え、施設内の滞在に必要な水・食料等の物資が確保されているか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(エ) 教育・訓練			
適切な時期に必要な教育・訓練の実施が設定されているか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(オ) 自衛水防組織（設置した場合のみ）			
自衛水防組織が設置されている場合、その業務内容が規定され、計画に記載されているか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

チェック項目に作成した計画が合致しているか確認をして、合致していたら☑をしてください。

